

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和23年7月1日に、C社における資格喪失日に係る記録を24年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を600円、申立期間②の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、申立期間①の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和24年6月30日から同年8月1日まで

私は昭和22年6月12日から25年10月5日までA社及び同社の子会社であるC社で継続して勤務してきた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社B事業所からC社に異動した際と、また、C社からA社B事業所に異動した際に、それぞれ厚生年金保険被保険者期間に1日と32日の空白が生じているので、この期間も被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和23年7月1日にA社B事業所からC社に異動、24年8月1日にC社からA社B事業所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和23年5月の社会保険事務所の記録から600円、申立期間

②の標準報酬月額については、申立人に係るC社における24年5月の社会保険事務所の記録から3,500円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和23年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年6月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に事業を廃止しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月21日から26年10月1日まで

私は、昭和25年にC社D支店を退職して、翌日にA社B支店に再入社したが、社会保険庁の記録によると、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が26年10月1日となっている。

会社は変わったが、職種は同じで続けて仕事をしており、空白期間は無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、C社D支店在職中にA社B支店から呼び戻されて再入社したとしているところ、連絡の取れた同僚4人のうち2人から、「申立人はC社D支店を退職した翌日にA社B支店に再入社した。」という証言を得ている。

さらに、申立期間中の経理担当者及び申立期間後の労務担当者を含む同僚3人は、「A社B支店では、入社と同時に雇用保険、社会保険共に加入させていた。」、「試用期間は、社内規程で3か月間となっていたが、厚生年金保険は入社時から加入し、保険料も給与から控除されていた。」と述べていることから、申立人についても、申立期間は厚生年金保険の被保険者であり、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における社会保険事務所の昭和26年10月の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年10月1日に、C社における資格喪失日に係る記録を35年12月1日に訂正し、30年9月の標準報酬月額を1万8,000円に、35年11月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月22日から同年10月1日まで
② 昭和35年11月21日から同年12月1日まで
社会保険事務所から、申立期間について加入記録は見付からなかったとの回答を得た。

申立期間①はA社直営施設のB事業所から同社D事業所へ転任した時期であり、申立期間②は同社の関連会社であるC社からA社E事業所へ転任した時期である。

昭和22年6月1日にA社に入社し、22年間余り、同社の社員であり、直営施設及び関連会社直営施設の支配人として継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に空白があることは納得できない。

給与明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係る関連会社も含めて同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社D事業所に異動、C社からA社E事業所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は1日付けで転勤した記憶があること、

及び現在のA社での人事異動に伴う人事発令の取扱いは1日付けで行われていること、並びに申立人の同社における申立期間以外の被保険者記録においても1日付けで資格を取得していることが確認できることから、同社B事業所から同社D事業所への異動日は昭和30年10月1日、C社からA社E事業所への異動日は35年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、各申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和30年9月は1万8,000円、35年11月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から53年3月まで

夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料56万7,360円をA市のB郵便局窓口かあるいは口座振替によりまとめて納付した。保険料が未納になっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、C市のD社会保険事務所において昭和55年7月ごろに払い出されていることから、第3回特例納付の実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）に申立期間の保険料を特例納付できた可能性は否定できない。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料の56万7,360円（申立書に「A市49万5,000円、C市7万2,360円」の記載あり）をまとめてA市のB郵便局の窓口か口座振替により納付したと主張しているところ、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料は60万8,000円であり、相違がある。

また、C市が保管する過年度納付記録簿によると、納付時期は不明であるが、昭和53年度及び54年度の保険料は過年度納付された記録となっており、その合計保険料額は上記申立書の「C市7万2,360円」と一致する。

さらに、特例納付は口座振替により行うことはできない上、C市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和55年4月から同年6月までの保険料が同年7月30日に納付されたこと、及び56年9月にC市から市外へ転出した記録があることから、申立人は、第3回特例納付が可能であった時期にはC市に居住していたと推認され、A市のB郵便局で特例納付を行ったとは考え難い。

加えて、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料が未納であり、このままでは無年金となる可能性があるため、直接戸別訪問して申立期間以前の共済組合の加入状況を確認したことが、昭和58年2月10日付けで記録されている。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年5月まで

社会保険庁の記録によれば、平成6年1月から同年5月までの期間の記録が無いが、国民年金保険料は欠かさず納めていた。何十年も前の事なので領収書も無いし確かではないが、自分としては国民年金保険料を納めていたとばかり思っていたので調べてほしい。

そのころは、毎月仕事で郵便局に行っていたので、お昼休みに納めていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた国民年金手帳及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和63年12月26日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間であることが確認できることから、納付書の発行や納付勧奨は無く、保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、「自動的に厚生年金保険から国民年金に切り替わるものと思っていた。」と述べており、加入手続はしていないとしている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和36年9月から39年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年3月まで
② 昭和36年9月から39年1月まで

妻の父から私も国民年金に加入しなければならないと言われ、妻が私の国民年金への加入手続をした。

国民年金の未納があると将来、年金を受け取ることができないということを聞いた妻の父は、未納分を一括納付するということでA村（現在は、B町）助役に相談して、村役場から送付されてきた納付書により昭和49年10月7日に64,800円をC郵便局で納付したと言っていたので、国民年金の未納は無くなったと思っていた。

ところが、今回のねんきん特別便によると昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料が納められていないとのことで、納得できない。

また、厚生年金保険被保険者証に関して社会保険事務所に調査してもらったところ、国民年金との重複期間があって、その保険料については昭和58年4月11日に26,100円を還付しているとの回答であったが、当該金額を受け取った記憶は無い。社会保険事務所が還付しているはずだというだけでは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年1月10日に払い出されていることから、その時点では申立期間の大部分は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持していた2枚の国民年金保険料の「納付書・領収証書」のうち、昭和49年10月7日の領収印があるものには6年との記載があり「特納」に丸が付され、領収証書の金額64,800円は、第2回特例納付の1か月当たりの保険料6年間分の金額と一致するほか、もう1枚の同年3月29日の領収印があるものには47年4月分から48年3月分との記載がある。このことから、国民年金保険料の徴収が始まった36年4月から47年3月までの11年間のうち、申立人の義父が納付したのは第2回特例納付による36年4月から42年3月までの6年間分であり、申立期間である5年間が未納となっているものとみられる。

さらに、当該申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳の備考欄には、「還付36.9～39.1まで26100円（喪失）58.4.11」と記載されており、還付の対象となった期間に対応した還付金額となっており、この記録に不自然さはみられない。

また、還付に係る事務処理が適正になされたことを疑わせる事情や還付記録の内容を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において重複納付した国民年金保険料の還付金を受け取っていないと主張しているが、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、36年9月から39年1月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
私の年金手帳には、昭和 55 年から国民年金に加入したように書いてあるが、私が区役所か社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったのは 61 年又は 62 年ごろで、その時に 55 年から加入とされた。
保険料は、加入後に郵送されてきた青色の納付書に現金を添え、A 銀行 B 支店で毎月納付していた。保険料は 12,000 円ぐらいだったと思う。
加入後は保険料をきちんと納めていたので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和 61 年又は 62 年に C 市で行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、申立人が平成 4 年 2 月 24 日から居住している住所が記載されている。

また、C 市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格について、新規取得が昭和 55 年*月*日、再取得が 59 年 4 月 1 日となっているが、その処理日は、いずれも平成 4 年 7 月 27 日となっていること、及び社会保険庁のオンライン記録から申立人の国民年金手帳記号番号は同年 7 月ごろに払い出されていると確認されることから、同年 7 月ごろに加入手続が行われたものと考えられる。したがって、申立期間のうち少なくとも 2 年 5 月までの保険料については、時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の

保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年11月まで
地元の会社を退職し、A市の会社に就職するまでの8か月分の国民年金保険料は、再就職後に生活費をやりくりして納めました。5万円から7万円ぐらいの金額で、当時としてはかなりの高額でしたが、老後のためと思い納付したのを覚えており、未納になっていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、同市における申立期間に係る資格取得届及び資格喪失届の処理は、昭和62年12月7日に行われていることから、申立期間はその当時国民年金の未加入期間として取り扱われていたと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人がA市に国民年金の加入手続をした際に記載された住所としては、昭和61年5月28日の転居後の住所が記載されており、同日以後に加入手続が行われたと考えられることから、申立期間については、時効のため納付書は発行されなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付額を5万円から7万円ぐらいとしているが、実際は7,200円であることから、その主張とは大きくかい離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から53年3月まで
昭和48年8月にA町(現在は、B市)に転入した際に、夫婦そろって国民年金に加入手続をしたが、申立期間について妻は加入となっているのに、自分は未加入になっているのはおかしいので調査をしてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、国民年金の加入手続をA町に転入した昭和48年8月に夫婦一緒に行ったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出しは同年8月に行われていることが確認できるが、同時期に申立人の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びB市が保管する国民年金被保険者台帳(電子データ)によれば、申立人が最初に国民年金に加入したのは、昭和53年4月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、加入手続を行ったとする申立人は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない上、ほかに申立人が加入手続をした当時の状況を把握できる資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 52 年 4 月から同年 11 月までの期間に A 事業所に勤務し、その都度、厚生年金保険と国民年金との切替えを行ってきた。

ところが、昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっている。保険料を納付したことを証明する資料は保存していないが、保険料を納付するのは国民の義務であり、納付していないということは無いので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は昭和 52 年 4 月に国民年金の被保険者資格を喪失して厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、その後は 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまで国民年金は未加入となっている。

また、申立人が所持する年金手帳では、昭和 53 年 10 月に婚姻に伴って姓が変更された記載が確認できるが、当時は厚生年金保険への加入期間中であり、同手帳においても、住所変更の手続がなされた 61 年 4 月 1 日まで国民年金に関する手続が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年7月まで

私は、申立期間当時、納税組合を通じて国民年金保険料を納付した。保険料を納付しないと納税組合に奨励金が出なくなり、地域の人に迷惑をかけることになるため保険料を納付しなかったということは無いので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市(旧B町)が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)のいずれにも、申立人の被保険者資格につき、昭和39年11月1日の喪失後、これを再取得した日として47年8月10日と記されている上、同被保険者名簿の納付記録には同年10月12日に同年8月からの保険料が納付されているのが確認できることから、加入手続と併せて保険料が納付された状況がうかがえる。

また、申立人は、「申立期間当時の保険料の集金人はC氏であり、既に死亡している。」と述べており、同人から申立期間当時の収納状況を確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 10 日から同年 8 月 21 日まで
私は、昭和 40 年 3 月 10 日から同年 8 月 20 日まで A 社 B 事業所に勤務し、同事業所から C 市の D 社や E 社の店舗に販売促進のために派遣されていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶等から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所で保管している従業員記録には申立人の記録が無く、健康保険組合にも申立期間当時の記録は現存しないことから、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、元同僚の名前も記憶に無いことから、元同僚らの証言を得ることもできない。

さらに、申立人が派遣された D 社に照会したところ、「当時の状況については承知している者はいなく、関係書類等も残っていないため不明」との回答を得た。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社 B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 32 年 3 月に短期大学を卒業し、同年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで A 区にあった B 事業所に勤務し、保険証も受け取った。この期間が厚生年金保険の被保険者であったことを確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務したとする B 事業所については、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない。

また、当該事業所は、個人事業のため法人登記されておらず、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所にも該当しなかったため、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推察される。

さらに、当該事業所は、既に廃止となり事業主も死亡している上、申立人は当時の同僚の氏名を覚えていないため、勤務期間等についての証言が得られず当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 26 日から 47 年 6 月 6 日まで

私は、社会保険事務所から、A事業所での厚生年金保険の加入期間は昭和 47 年 6 月 7 日からであり、申立期間は加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、この間に長女が生まれ母子手帳をもらっているが、国民健康保険に加入したことも無く、社会保険に加入していたと記憶しているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるが、取得日が昭和 45 年 8 月 26 日、離職日が 47 年 6 月 30 日の記録があり、これは一部期間が A 事業所における厚生年金保険加入期間と一致することから、申立人の同事業所における雇用保険の記録であることが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 6 月 7 日であることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票とオンライン記録の資格取得日は一致している上、同原票において申立人の整理番号は*番となっていることから、それ以前に当該事業所での厚生年金保険の加入は無いと推認される。

さらに、当時の事業主及び同僚は、連絡を取ることができず当時の状況についての証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月から 29 年 3 月まで A 事業所で勤務したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間は 28 年 11 月 1 日から 29 年 4 月 1 日までであり、26 年 4 月から 28 年 10 月までは未加入となっていた。

昭和 26 年 4 月から勤務したことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 11 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

なお、上記名簿には、業態欄に「土木工事」、摘要欄に「昭和 28 年 9 月旧法改正による適用事業所」との記載があることから、当該事業所は、昭和 28 年 9 月に旧厚生年金保険法が改正され、土木事業が厚生年金保険の適用事業所の業種に追加されたことにより、改正法の施行日である同年 11 月 1 日付けで適用事業所になったものと考えられる。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚 8 人について厚生年金保険の加入記録を調査したところ、申立期間について、当該事業所における加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年8月23日まで

私は、昭和26年4月ごろから28年8月ごろまで、A渉外労務管理事務所の紹介で、現在のB市にあった進駐軍のハウスにて家事使用人の仕事に就いていた。

社会保険事務所に照会したところ、昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、同年7月1日から28年8月23日までは、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。同年8月まで継続して勤務していたことは間違いないので、申立てどおり同年8月23日までを厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がハウスの仕事を紹介されたとするA渉外労務管理事務所は、昭和33年1月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、昭和26年7月3日付け厚生省保険局長通知によれば、同年7月1日以降ハウス・ホテル等のいわゆる家事使用人は、政府の直傭使用人としての身分を喪失し、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないとの見直しが行われている。

さらに、申立人は、勤務したとするハウスは申立人も含め従業員が3名であったとしていることから、当時の厚生年金保険の適用事業所となる業種及び従業員数の要件を満たしておらず、適用事業所になっていたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格

を喪失したことが確認でき、不自然な訂正箇所は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。